

議案第15号

養父市空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

養父市空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月26日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例

養父市空家等の適正な管理に関する条例（平成29年養父市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第7条中「法第7条」を「法第8条」に改める。

第8条、第10条、第11条、第12条及び第13条中「法第14条」を「法第22条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第15号 養父市空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(協議会の設置)</p> <p>第7条 <u>法第7条</u>第1項の規定に基づき、養父市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>2・3（略）</p> <p>(立入調査等)</p> <p>第8条 市長は、法第9条第2項の規定により、<u>法第14条</u>第1項から第3項までに規定する措置の執行において必要な場合は、当該職員又はその委任した者に空家等と認められる当該箇所への立入りによる調査をさせることができる。</p> <p>(助言、指導)</p> <p>第10条 市長は、<u>法第14条</u>第1項の規定により、特定空家等の所有者等に対し、必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。</p> <p>(勧告)</p> <p>第11条 市長は、前条の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、<u>法第14条</u>第2項の規定により、相当の猶予期限を付けて、必要な措置をとることを勧告することができる。</p> <p>(命令)</p> <p>第12条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、<u>法第14条</u>第3項の規定により、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。</p> <p>2 市長は、前項の措置を命ずる場合においては、<u>法第14条</u>第4項の規定により、あらかじめ、その者に対し通知するとともに、その旨を告示しなければならない。</p>	<p>(協議会の設置)</p> <p>第7条 <u>法第8条</u>第1項の規定に基づき、養父市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>2・3（略）</p> <p>(立入調査等)</p> <p>第8条 市長は、法第9条第2項の規定により、<u>法第22条</u>第1項から第3項までに規定する措置の執行において必要な場合は、当該職員又はその委任した者に空家等と認められる当該箇所への立入りによる調査をさせることができる。</p> <p>(助言、指導)</p> <p>第10条 市長は、<u>法第22条</u>第1項の規定により、特定空家等の所有者等に対し、必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。</p> <p>(勧告)</p> <p>第11条 市長は、前条の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、<u>法第22条</u>第2項の規定により、相当の猶予期限を付けて、必要な措置をとることを勧告することができる。</p> <p>(命令)</p> <p>第12条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、<u>法第22条</u>第3項の規定により、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。</p> <p>2 市長は、前項の措置を命ずる場合においては、<u>法第22条</u>第4項の規定により、あらかじめ、その者に対し通知するとともに、その旨を告示しなければならない。</p>

現 行	改 正 案
<p>3 前項の通知書の交付を受けた者は、<u>法第14条</u>第5項の規定により、その交付を受けた日から5日以内に、市長に対し意見書の提出又は公開による意見の聴取を行うことを請求することができるものとする。</p> <p>4 市長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、<u>法第14条</u>第6項の規定により、公開による意見の聴取を行わなければならないものとし、その期日の3日前までに、その者に通知するとともに、これを告示しなければならない。</p> <p>(代執行)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 市長は、<u>法第14条</u>第10項の規定により、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。</p>	<p>3 前項の通知書の交付を受けた者は、<u>法第22条</u>第5項の規定により、その交付を受けた日から5日以内に、市長に対し意見書の提出又は公開による意見の聴取を行うことを請求することができるものとする。</p> <p>4 市長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、<u>法第22条</u>第6項の規定により、公開による意見の聴取を行わなければならないものとし、その期日の3日前までに、その者に通知するとともに、これを告示しなければならない。</p> <p>(代執行)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 市長は、<u>法第22条</u>第10項の規定により、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。</p>